

# 問合せ書

2018年1月18日

〒104-0061

東京都中央区銀座4-10-10

銀座山王ビル4階

株式会社スタイルズ 御中

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体 NPO法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086 - 230 - 1316

FAX : 086 - 230 - 6880

HP : <http://okayama-con.net/>

前略

貴社より送付された平成29年7月24日付回答書（以下「回答書」といいます）を拝受いたしました。

当法人にて内容を詳細に検討した結果、当法人が平成29年7月17日付で発出した消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書（以下「事前請求書」といいます）との関係で不明瞭な点があるため、本書面をお送りいたします。

つきましては、本書面到達後、1ヶ月以内に、以下の事項について書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに貴社からのご回答の有無及びその内容については、当団体ホームページにて公開する可能性がありますのでご了承ください。

## 1 問合わせ事項

貴社が使用する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」第7条 [本会場における事故・盗難について]（以下「本件条項」といいます）に関する、

(1) 現金、貴重品などの高価品について

(2) 現金、貴重品などの高価品以外のお荷物について

## 2 (1) 現金、貴重品などの高価品について

回答書において貴社は、「現金、貴重品などの高価品に関するお預かりについては（中略）お断りさせていただいて」いることから「債務不履行は観念でき」ないとのことご回答でした。

しかし、利用者が貴社に預けない現金、貴重品などの高価品であっても、何らかの貴社の故意又は過失により、会場内において事故又は盗難が発生する可能性があると考えられます。本件条項は、そのような場合であっても、貴社において一切の責任を負わないとする趣旨の条項であるのか否かについてご回答をお願いいたします。

なお、判例（最判平成15年2月28日）は、ホテルの預かり品について、ホテルの宿泊客がフロントに預けなかった物品等で事前に種類及び価額の明告のなかったものが滅失、毀損するなどしたときにホテルの損害賠償義務の範囲を15万円の限度に制限する宿泊約款の定めは、ホテル側に故意又は重大な過失がある場合には適用されない旨を判示しておりますので、参考までに申し添えます。

## 3 (2) 現金、貴重品などの高価品以外のお荷物について

本条項によれば、現金、貴重品などの高価品以外の物品については、利用者が貴社に物品を預ける場合と預けない場合の双方のケースがあると

考えられるところ、いずれの場合においても、何らかの貴社の故意又は過失により、会場内において事故又は盗難が発生する可能性があると考えられます。本件条項は、そのような場合であっても、貴社において一切の責任を負わないとする趣旨の条項であるのか否かについてご回答をお願いいたします。

なお、商法第593条は、商人が行う寄託について「商人カ其営業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ善良ナル管理者ノ注意ヲ為スコトヲ要ス」と規定し、商人に対して、有償・無償を問わず善管注意義務を課しておりますので、参考までに申し添えます。

#### 添付資料

最判平成15年2月28日資料（裁判所ホームページより）